

OTCデリバティブ清算業務における日本円で預託を受けた清算預託金の運用方法の追加等に係る制度要綱

2023年12月14日
株式会社日本証券クリアリング機構

I. 趣旨

清算参加者及び清算委託者から日本円で預託を受けた清算預託金（以下「日本円担保」という。）のうち、信託銀行へ信託設定した日本円担保について、今後の運用環境の変化等を見据えた運用方法の追加を行うほか、清算預託金の保管先である信託銀行の変更に伴い当社が信託銀行に対して負担する信託報酬が変更となるため、所要の制度整備を行う。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 日本円担保の運用方法の追加	<ul style="list-style-type: none">OTCデリバティブ清算業務に係る日本円担保の運用について、以下の運用方法を新たに追加する。<ul style="list-style-type: none">① 清算基金、当初証拠金及び破綻時証拠金（以下「清算基金等」という。）を信託している信託銀行への定期預金② 金融機関に対するリバースレポ取引③ 国債証券への投資	<ul style="list-style-type: none">運用対象となる担保の種類は、現行制度と同様、清算基金等のうち、日本円により預託を受け信託銀行へ信託設定したものとする。現在は、有担保によるコール資金の貸付、一定の信用力を有する信託銀行の銀行勘定に対する貸付及び信託銀行への普通預金を運用方法として定めている。②について、担保として受入れる有価証券は国債証券のみとする。③について、投資対象とする国債証券は、投資時点で残存期間が1年以内であるものに限る。

項目	内容	備考
2. コラテラル手数料の算出方法の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日本円担保の運用方法の追加に伴い、コラテラル手数料のうち、金銭信託に係る費用（日本銀行の補完当座預金制度における当座預金への適用利率に負数が含まれることにより、当社が当該適用利率に応じた信託報酬を負担する場合に限る。）の算出方法について、以下のとおりとする。 <p style="text-align: center;">計算期間の各日において次の算式により算出される額の合計額</p> <p style="text-align: center;">（当該日において各清算参加者が日本円により預託している清算基金等のうち、信託業務を営む銀行の普通預金又は定期預金によって運用されている金額の合計額）× 1 / 365 × （当該負数の絶対値）</p> ・ 信託銀行への信託報酬の変更に伴い、コラテラル手数料のうち、代用有価証券の管理に係る費用の算出方法について、以下のとおりとする。 <ul style="list-style-type: none"> （i）国債証券の管理に係る費用 （各清算参加者が国債証券により当社に預託している清算基金等の額面金額の合計額を、計算期間において平均した額）× （計算期間の日数） / 365 × 0.50 / 10,000 （ii）米国財務省証券の管理に係る費用 次の①～③に掲げる算式により算出される額の合計額 <ul style="list-style-type: none"> ①（各清算参加者が米国財務省証券により当社に預託している清算基金等の額面金額の合計額を、計算期間において平均した額）× （計算期間の日数） / 365 × 0.5 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金を含む複数の方法により日本円担保が運用されている場合、各清算参加者が預託する日本円担保のうち信託銀行の預金で運用される金額は、信託銀行の預金での運用総額を、各清算参加者が預託する日本円担保の合計額で按分することにより算出する。 ・ ①の額面金額については、当社が公示により定めるところにより円換算した額とする。

項目	内容	備考
	<p>0 / 10,000</p> <p>② (各清算参加者が米国財務省証券により当社に預託している清算基金等の額面金額の各月末日の経過時点における時価の合計額) × (当該各月の日数) / 365 × 1.0 / 10,000</p> <p>③ 20米ドル × (各清算参加者が、清算基金等に関して、各計算期間において当社に米国財務省証券の預託又は返戻の指図を行った回数)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ②の時価については、当社が公示により定めるところにより算出した額を円換算した額とする。 ・ ③については、当社が公示により定めるところにより円換算した額とする。

Ⅲ. 実施時期

2024年4月1日から実施する。

以上